

○鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、以下のとおり用語の定義を定める。

- (1) 「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会その他これに準ずる団体がその地域の防災対策確立のために自主的に設けた組織で、その運営又は構成に係る規約等を有するものをいう。
- (2) 「連合組織」とは、2以上の自主防災組織が連携して活動する組織をいう。

(補助)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織が行う別表第1に掲げる事業又は連合組織が行う別表第2に掲げる事業とし、市長は、それぞれの事業に要する経費の1/2以内を当該自主防災組織又は当該連合組織に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付時期)

第4条 前条の規定による補助金の交付時期は、補助対象事業の終了後とする。

(補助金の限度額)

第5条 同一自主防災組織又は同一連合組織に対する1会計年度における補助金の額は、1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織又は連合組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災活動育成費補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 自主防災組織

- ア 補助対象事業に係る見積書の写し
- イ 自主防災組織規約及び編成表
- ウ 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 連合組織

- ア 予算書等（事務費で見積書の写しが添付できないとき）
- イ 理由書（避難所運営マニュアル等）
- ウ 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表（防災資機材等設置のみ）
- エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して、自主防災活動育成費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 申請日現在の防災資機材等保管場所一覧表（防災資機材等の設置のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（管理義務等）

第8条 補助事業者は、この要綱による補助金の交付を受けて所有した防災資機材等の管理、使用、訓練等の方法については、別に定めるところにより行わなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する防災資機材等について別に定める場合を除き、動産にあっては5年間、不動産にあっては25年間処分をしてはならない。

（補助金の交付決定取消し又は返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の申請について不正の行為があったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する管理義務等に違反したとき。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項）

補助対象事業（自主防災組織）

種類	内容	
普及・啓発	自主防災組織の規約、編成表、普及・啓発等のポスター、パンフレット等の作成に関するもの、模擬消火訓練装置、組立式水槽、煙霧機、火災実験装置、訓練用消火器、その他自主防災組織が行う普及・啓発活動に必要と認められるもの	
防災資機材等の設置等	情報収集伝達用具	携帯用ラジオ（FM付）、トランシーバー、戸別受信機、テレビ（町内会館等（避難所として使用する場合に限る）に設置するものに限る。）
	初期消火用具	街頭設置用消火器、街頭設置用消火器格納箱、街頭設置用消火器薬剤交換、街頭設置用バケツ、可搬式動力ポンプ、防火水槽、ホース、格納器具一式、防火衣、鳶口
	救出用具	テコ棒（鉄製）、一輪車、ロープ、はさみ（鉄製）、バール（鉄製）、ゴムボート、折りたたみはしご（金属性）、ジャッキ、のこぎり、掛矢、おの、スコップ、ツルハシ、大ハンマー、ペンチ、エンジンカッター、チェーンブロック、チェーンソー、防煙マスク
	救護用具	担架、救急セット、テント、毛布、自動体外式除細動器（AED）
	避難誘導用具	拡声器、強力ライト、リヤカー、車椅子、警報器具、携帯用投光機、標識板、標旗
	給食給水用具	給食用かま・なべ、給食用具、ポリタンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置一式、移動式コンロ、受水槽等の災害時給水栓
	その他の防災資機材等	ヘルメット、防水シート、土のう袋、腕章、防災服、防災倉庫、救命胴衣、簡易トイレ一式、軍手、発電機、止水板
	井戸の保全	井戸替え、水質検査、消毒殺菌剤
	食糧等	5年以上保存可能な非常用食糧、非常用飲料水
	上記以外のもの	防災資機材等のうち市長が必要と認めるもの

（注）防災資機材等の配送料、廃棄料は補助対象事業には含まれません。

別表第2（第3条第2項）

補助対象事業（連合組織）

種類	内容
普及・啓発	避難所運営マニュアル作成・更新等に関する文具類、紙、印刷（最低数量設定）等の事務費
防災資機材等の設置等	別表第1と同じ

第1号様式（第6条）

自主防災活動育成費補助金交付申請書（自主防災組織）

年 月 日			
（宛先）鎌倉市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所.....</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">自主防災 組 織 名.....</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名.....</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">電 話 （ ） -</div> <div style="margin-left: 100px;">申 請 者 （代表者）</div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり申請します。</p>			
自主防災組織	名 称		
	所在地		
事 業 費	円	補助申請 額	, 000 円
補 助 申 請 額 算 出 内 訳	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> （事業費） （補助申請額） </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> $\times 1/2 =$ </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> ※ 1,000 未満切り捨て </div>		
申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 別紙防災資機材等の購入 <input type="checkbox"/> その他		

（注） ①見積書の写し、②自主防災組織規約、③自主防災組織の最も新しい編成表、
④防災資機材等保管場所一覧表を添付してください。

第3号様式（第6条）

交 付
鎌倉市自主防災活動育成費補助金 決定通知書
不交付

鎌 第 号 年 月 日			
様			
鎌倉市長 印			
年 月 日付け申請について、次のとおり決定したので通知します。			
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します・ <input type="checkbox"/> 交付しません	交付決定額	円
決定理由			

（注）1 事業完了後、自主防災活動育成費補助金を交付しますので、終了後速やかに次の書類を提出してください。

- (1) 請求書（市様式）
- (2) 領収書（写）
- (3) 防災資機材等保管場所一覧表

2 補助事業者等は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守してください。

なお、補助事業等の実施に係る補助事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは、報告を行わなくてはなりません。

事務担当 鎌倉市役所●●●●部 ●●●●課 ●●担当 電話：0467-23-3000 Fax：0467-23-●●●
--